

加古川市斎場に係る霊柩車の運行に関する要綱

平成 28 年 3 月 25 日

市 民 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年規則第23号）第12条の規定に基づき、加古川市斎場（以下「斎場」という。）に遺体等を搬入する霊柩車の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定)

第 2 条 市は、霊柩車を運行し、又は運行させる事業者が斎場へ遺体等を搬入しようとするときは、あらかじめ、当該事業者と霊柩車の運行について、様式 1 に掲げる協定を締結するものとする。

(仕様)

第 3 条 斎場への遺体等の搬入は、様式 2 に掲げる仕様の霊柩車で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に定める仕様以外の自動車（宮型及び洋型の霊柩車を除く。）で斎場に遺体等を搬入することができる。

- (1) 乳幼児の遺体、死胎児、胞衣、手術肢体等で、霊柩車を必要とせず、遺族等が斎場へ直接搬入するとき。
- (2) 行路死亡人等の遺体で加古川市福祉事務所長が認めるものを搬入するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(運行経路)

第 4 条 斎場に遺体等を搬入する霊柩車は、別図に定める経路で運行するものとする。

(補則)

第 5 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。